



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

規則

○市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（一・分権改革推進室）……………1

規則

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則（平成十六年秋田県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二条の表中十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

十一 条例別表第六十二の二第六号の規則で定める事務	秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十三号）第十條の規定による指導等をしない旨の通知
---------------------------	---

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 082-8766 FAX 082-0005
 E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄